

申請に対する処分

処分名	重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の交付
根拠法令	奄美市重度心身障害者医療費助成規則第3条
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

次の要件をすべて満たす人

ア 本市に住所を有し、生活保護法による保護を受けていないこと。

イ 健康保険法，船員保険法，私立学校教職員共済法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法及び老人保健法の規定による被保険者及び被扶養者並びに国民健康保険の被保険者であること。

ウ 療育手帳（知的障害者が交付される手帳）の交付を受け，その障害の程度がAと判定された人，身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け，その障害の等級が1級又は2級である人，身体障害者手帳の3級の交付を受け，かつ，療育手帳の交付を受け，その障害の程度がBと判定された人

(2) 申請の方法

「重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書」に「加入医療保険証」，「老人保健医療受給者証」及び「身体障害者手帳及び療育手帳」並びに郵便局以外の預金通帳を添えて市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件のすべてに該当していること。

2 標準処理時間

1日